

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 8 月 3 日 (金) 第2826号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)
定 価 送 料 共 1 箇 月 2 , 650 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 1

告 示

- 鹿 児 島 県 交 通 遺 児 等 高 等 学 校 等 授 業 料 減 免 補 助 金 交 付 要 綱 を 廃 止 す る 要 綱 (※) (生活・文化課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (5件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (2件) (社会福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 5
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 5
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 6
- 計量器の定期検査の実施 (商工政策課取扱い) 6
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 8
- 土地収用法による収用又は使用の手続の開始 (監理課取扱い) 8
- 自動車専用道路の指定 (道路維持課取扱い) 9
- 都市計画道路事業の認可 (都市計画課取扱い) 9

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 9

規 則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

鹿 児 島 県 規 則 第 52 号

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 (昭和55年鹿 児 島 県 規 則 第 14 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別記第 4 号様式中

販売 保管 貸出し 訓練 展示

を

販売 保管 貸出し 訓練 展示
 その他 ()

に,

鹿 児 島 県 収 入 証 紙
ちよう付欄

を

鹿 児 島 県 収 入 証 紙
貼付欄

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第4号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第896号

鹿児島県交通遺児等高等学校等授業料減免補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定めた。

平成24年 8 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県交通遺児等高等学校等授業料減免補助金交付要綱を廃止する要綱
鹿児島県交通遺児等高等学校等授業料減免補助金交付要綱（昭和63年鹿児島県告示第637号）
は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年 8 月 3 日から施行する。

鹿児島県告示第897号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和62年 7 月23日農林水産省告示第1027号（一に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第898号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於市大隅町大谷字堂ノ迫4334番・4335番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4335番2、4337番、大隅町須田木字松ヶ迫1704番、1705番、字堀切1738番5、大隅町恒吉字竹ノ元2987番1（次の図に示す部分に限る。）、財部町北俣字内村2122番3、2122番4、財部町南俣字岩ノ上6270番14
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第899号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於市財部町南俣字帯野7195番，7197番1から7197番3まで，字山神下7249番2

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第900号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於郡大崎町持留字東278番3，281番

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第901号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
肝属郡肝付町新富字神之市川原5707番1, 5707番5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第902号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成24年 8 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
白山哲也	さんこう堂整骨院徳之島院 大島郡徳之島町亀津3061番地	平成24年 6 月 15 日

鹿児島県告示第903号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成24年 8 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
永松寛崇	ことぶき鍼灸整骨院 鹿屋市札元1-24-4	平成24年 6 月 4 日
木村晋一郎	こくぶ整骨院 霧島市国分中央五丁目18番29-1	平成24年 6 月 1 日
坂井隆仁	さかい整骨院 奄美市名瀬浜里町42番地	平成24年 6 月 15 日
平山圭介	はり灸接骨院さるびあ 曾於郡大崎町井俣2522	平成24年 6 月 19 日

馬場利之	健康道入舟整骨院 奄美市名瀬入舟町3-20	平成24年6月18日
中村祐二	整骨院無双(伊集院) 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	平成24年5月1日
松崎仁美	整骨院無双(伊集院) 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	平成24年5月1日
宮園将生	整骨院無双(伊集院) 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	平成24年5月9日
新村光広	げんき整骨院 始良市加治木町木田57-1コミュニティタウン加治木	平成24年5月1日
益山光広	げんき整骨院 始良市加治木町木田57-1コミュニティタウン加治木	平成24年5月1日
中村祐二	げんき整骨院 始良市加治木町木田57-1コミュニティタウン加治木	平成24年5月1日
松崎仁美	げんき整骨院 始良市加治木町木田57-1コミュニティタウン加治木	平成24年5月1日
鶴田誓志	げんき整骨院 始良市加治木町木田57-1コミュニティタウン加治木	平成24年5月1日
宮園将生	げんき整骨院 始良市加治木町木田57-1コミュニティタウン加治木	平成24年5月9日

鹿児島県告示第904号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年8月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
医療法人沖繩徳洲会垂水徳洲会病院	垂水市田神字河崎12番地2	医療法人沖繩徳洲会	沖繩県島尻郡八重瀬町外間80番地	徳田 虎雄	平成24年5月31日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第905号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年8月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

医療法人沖繩徳洲会垂水徳洲会病院	垂水市田神字河崎12番地2	医療法人沖繩徳洲会	沖繩県島尻郡八重瀬町外間80番地	徳田 虎雄	平成24年 5月31日	介護予防 通所リハ ビリテー ション
------------------	---------------	-----------	------------------	-------	----------------	-----------------------------

鹿児島県告示第906号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成24年 8 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
森田 康子	社会医療法人義順顕彰会田上病院	西之表市西之表7463番地	小児科	平成24年 7月20日
樋渡 清司	曾於郡医師会立病院	曾於市大隅町月野894	外科	平成24年 7月20日
岩崎 一志	社団法人大島郡医師会病院	奄美市名瀬大字小宿3411	外科	平成24年 7月20日
浦元 智司	医療法人徳州会徳之島徳州会病院	大島郡徳之島町亀津7588番地	脳神経外科	平成24年 7月20日
野村 正孝	医療法人徳州会名瀬徳州会病院	奄美市名瀬朝日町28-1	内科	平成24年 7月20日
山口 宗孝	医療法人徳州会名瀬徳州会病院	奄美市名瀬朝日町28-1	循環器科	平成24年 7月20日
黒木 辰郎	医療法人誠心会まえはらリハビリクリニック	日置市伊集院町徳重342-3	内科	平成24年 7月20日
田中 雄二	医療法人聖仁会南薩ケアほすびたる	南九州市川辺町平山5860	内科	平成24年 7月20日
伊東 徹	医療法人聖仁会南薩ケアほすびたる	南九州市川辺町平山5860	内科	平成24年 7月20日
寄山 敏男	出水総合医療センター	出水市明神町520	消化器科	平成24年 7月20日
田ノ上 史郎	出水総合医療センター	出水市明神町520	消化器科	平成24年 7月20日
米良 久美子	出水総合医療センター	出水市明神町520	内科	平成24年 7月20日

鹿児島県告示第907号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成24年 8 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成24年 9 月 5 日	13:00～16:30	曾於市	曾於市役所未吉支所
平成24年 9 月 6 日	9:30～11:30	曾於市	財部北地区生活改善センター
平成24年 9 月 6 日	13:00～16:30	曾於市	財部中央公民館

平成24年9月7日	9：30～14：30	曾於市	岩川地区農業構造改善センター
平成24年9月10日	11：00～12：00	鹿屋市	串良公民館細山田分館
平成24年9月10日	13：30～16：30	鹿屋市	串良公民館別館大ホール
平成24年9月11日	9：30～16：00	鹿屋市	鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館
平成24年9月12日	9：30～11：30	鹿屋市	百引校区公民館
平成24年9月12日	13：30～14：00	鹿屋市	市成校区公民館
平成24年9月13日	10：30～16：30	鹿屋市	鹿屋市体育館
平成24年9月14日	9：00～14：00	鹿屋市	鹿屋市体育館
平成24年9月18日	10：30～16：30	鹿屋市	鹿屋市体育館
平成24年9月19日	9：30～12：00	鹿屋市	大始良地区学習センター
平成24年9月19日	14：00～16：00	鹿屋市	高隈地区交流促進センター屋内運動場
平成24年9月20日	9：30～10：30	鹿屋市	高須地区学習センター
平成24年9月20日	11：30～15：00	鹿屋市	古江コミュニティ消防センター
平成24年9月24日	13：00～16：30	志布志市	泰野地区公民館
平成24年9月25日	9：30～16：30	志布志市	志布志市文化会館
平成24年9月26日	9：30～16：30	志布志市	志布志市農村環境改善センター
平成24年9月27日	9：30～14：00	志布志市	志布志市農村環境改善センター
平成24年10月1日	10：00～11：30	始良市	帖佐地区公民館
平成24年10月1日	13：00～14：30	始良市	山田地区公民館
平成24年10月2日	10：00～15：00	始良市	重富地区公民館
平成24年10月3日	10：00～15：00	始良市	始良公民館
平成24年10月4日	10：00～15：00	始良市	始良市シルバー人材センター蒲生支部
平成24年10月5日	10：00～15：00	始良市	始良市シルバー人材センター蒲生支部
平成24年10月9日	10：00～14：00	始良市	加治木体育館
平成24年10月10日	10：00～10：30	始良市	永原小学校
平成24年10月10日	11：00～12：00	始良市	陶夢ランド
平成24年10月10日	13：00～15：00	始良市	加治木体育館
平成24年10月11日	10：00～14：00	始良市	加治木体育館
平成24年10月15日	15：00～16：00	西之表市	種子屋久農業協同組合西之表地区本部国上支所
平成24年10月16日	9：30～10：30	西之表市	種子屋久農業協同組合西之表地区本部伊関支所
平成24年10月16日	11：30～13：00	西之表市	種子屋久農業協同組合西之表地区本部安城支所
平成24年10月16日	14：00～16：00	西之表市	種子屋久農業協同組合西之表地区本部現和支所
平成24年10月17日	9：30～10：30	西之表市	古田公民館
平成24年10月17日	11：30～12：30	西之表市	種子屋久農業協同組合西之表地区本部住吉支所
平成24年10月17日	14：00～17：00	西之表市	西之表市民体育館
平成24年10月18日	9：00～16：30	西之表市	西之表市民会館
平成24年10月19日	9：00～12：00	西之表市	西之表市民会館

平成24年10月22日	15：00～16：00	中種子町	町浜津脇漁民研修センター
平成24年10月23日	9：30～11：30	中種子町	中種子町本村児童館
平成24年10月23日	13：00～16：00	中種子町	町コミュニティ防災センター
平成24年10月24日	9：30～15：00	中種子町	町コミュニティ防災センター
平成24年10月25日	9：30～16：30	南種子町	役場庁舎裏車庫
平成24年10月26日	9：30～10：30	南種子町	役場庁舎裏車庫
平成24年11月5日	10：00～14：00	十島村	十島村乗船待合所
平成24年11月6日	10：00～14：00	三島村	三島村乗船待合所
平成24年11月8日	10：30～16：00	湧水町	栗野中央公民館
平成24年11月9日	9：30～15：00	湧水町	湧水町役場吉松庁舎
平成24年11月13日	10：30～15：00	霧島市	霧島市溝辺総合支所
平成24年11月14日	10：30～15：00	霧島市	霧島市横川総合支所
平成24年11月15日	10：30～16：30	霧島市	霧島市牧園アリーナ
平成24年11月16日	9：30～14：30	霧島市	霧島市霧島公民館
平成24年11月19日	11：00～15：00	霧島市	霧島市福山総合支所
平成24年11月20日	10：30～14：30	霧島市	霧島市隼人体育館
平成24年11月21日	10：30～14：30	霧島市	霧島市隼人体育館
平成24年11月22日	10：30～15：00	霧島市	霧島市国分体育館
平成24年11月26日	10：30～15：00	霧島市	霧島市国分体育館
平成24年11月27日	10：30～15：00	霧島市	霧島市国分体育館
平成24年12月4日	10：30～12：00	垂水市	新城地区公民館
平成24年12月4日	13：30～14：30	垂水市	柊原地区公民館
平成24年12月5日	11：00～12：00	垂水市	境地区公民館
平成24年12月5日	13：30～14：30	垂水市	松ヶ崎地区公民館
平成24年12月6日	10：30～12：00	垂水市	協和地区公民館
平成24年12月6日	13：30～15：00	垂水市	垂水地区公民館
平成24年12月7日	10：30～15：00	垂水市	垂水地区公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，平成24年9月5日から平成25年2月28日までとする。

鹿児島県告示第908号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，始良市長から平成23年12月26日鹿児島県告示第1219号で告示した公共測量の実施は，平成24年3月21日終了した旨の通知があった。

平成24年8月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第909号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により，起業者から，収用又は使用の手続を保留した土地について，次のとおりその手続を開始する旨の申立てがあった。

平成24年8月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道3号改築工事(南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」新設工事・鹿児島県薩摩川内市小倉町字深谷地内から同市都町字中山地内まで)並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
薩摩川内市宮里町字綿打川及び青山町字下木場地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
薩摩川内市宮里町字綿打川、隈之城町字永野及び青山町字下木場地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
薩摩川内市役所建設政策課

鹿児島県告示第910号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、指定する道路の部分を表示した図面は、平成24年8月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年8月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 路線名
鹿児島川辺線
- 2 指定する道路の部分及び期日

指 定 す る 道 路 の 部 分	指定する期日
南九州市川辺町神殿字古殿堀161番1地先から同市川辺町野崎字馬場田4234番1地先まで	平成24年8月3日

鹿児島県告示第911号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年8月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 国分都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・9号平和通線
- 3 事業施行期間
平成24年8月3日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
霧島市国分中央四丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年8月3日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成24年 8 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）鹿児島市真砂本町商業施設

鹿児島市真砂本町3番8号

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成24年 3 月 7 日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講じるよう努めること。

(2) 駐車場について

ア 道路の路面外に設置され、駐車のために供する部分が500㎡以上の誰でも自由に利用できる駐車場については、構造及び設備について駐車場法第11条に定める技術的基準の適用を受ける。店舗利用者用の駐車場である場合でも、専用駐車場であるとの明示をするとともに、管理人等が一般の利用を排除するなどしない場合には、専用駐車場とはみなされない。本件駐車場についても、専用駐車場としての措置を行わない場合には、駐車場法における技術的基準の適用を受けることになるので、十分留意すること。

イ 当該駐車場を都市計画区域内に設置し、駐車料金を徴収する場合は、駐車場法第12条により駐車場の設置や変更等を鹿児島市長に届け出ることが必要となるので、十分留意すること。

ウ 路外駐車場に該当しない場合にも、駐車場の出入口については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、駐車場法に定める構造及び設備の基準に即したものとすることを努めること。

エ 駐輪場、自動二輪駐車場について、適切な管理を行うこと。

オ 駐輪場には、盗難防止のための施錠バーを設置すること。

カ 駐輪場、自動二輪駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。

キ 駐輪場39台、自動二輪駐車場3台が確保されているが、利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

(3) 建物について

ア 当計画地は、第1種住居地域に指定されていることから、建築物の建築に際しては、建築基準法などの関係法令等を遵守すること。

イ 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築、色彩の変更等を行う場合は、着工する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。また、屋外広告物については、本市屋外広告物条例を遵守するとともに、景観に配慮したものとすること。

(4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法及び鹿児島市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は事前に届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。

イ 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設（圧縮機、送風機）を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、室外機等の設置場所については、付近の状況に配慮し、適切な場所を選定すること。

ウ 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上である場合、鹿児島市環境保全条例に基

- づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
- エ 配送車等の通行は経路、時間帯を考慮し、騒音、振動などで周辺住民・事業所に迷惑をかけること。
- オ 廃棄物の適正な処理を行うとともに、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底、資源化の推進を図ること。また、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか確認をして委託すること。
- カ 廃棄物の収集車両への積込みについては、深夜・早朝の時間帯を避けるなど、騒音・振動等に関して周辺環境への配慮を行うこと。
- キ 廃棄物の保管や収集に伴う悪臭の発生、汚水の外部への流出などがないように留意すること。
- ク 3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に取り組むとともに、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。
- ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に行うこと。
- (5) その他について
- ア 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。
- イ 計画の見直し等に伴い、土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、本市土地利用調整課に事前に相談すること。